

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和5年5月31日

新潟市長 中原 八一

1 指定する形質変更時要届出区域

新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番11の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物